

○三春町賑わい創出事業補助金交付要綱

平成25年7月19日告示第29号

改正

平成27年1月7日告示第6号

平成30年11月1日告示第102号

令和4年3月30日告示第45号

令和7年6月12日告示第70号

三春町賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三春町内において、創業により町の空き店舗や空き家を店舗又はその他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する事業を実施する者及び新規創業者を支援する事業実施団体に対し、補助金を交付することにより、町の産業の活性化及び賑わい創出を図るため、三春町賑わい創出事業補助金の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 三春町都市計画区域における商業地域及び近隣商業地域をいう。
- (2) 商店街 小売業、サービス業等を営む相当数の店舗等が近接して事業を営み、社会通念上買物の場として認識されている区域であって、人又は車が常時通行できる道路を含むものをいう。
- (3) 空き店舗 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 店舗として入居者を募集している建物、以前に店舗として使用されていた店舗併用住宅その他商店街活性化のため町長が必要と認める空き施設であること。
 - イ 道路に面した建物の1階に位置すること。ただし、建物の1階を使用できない合理的な理由があり、かつ、2階以上における営業でも確実な集客が見込まれ、商店街活性化に寄与すると認められる場合には、この限りではない。
 - ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗でないと。

(4) 事業実施団体 商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、商工会、まちづくり会社、特定非営利活動法人（ただし、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ。）、民間事業者（定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。）をいう。

(5) 店舗入居者 空き店舗を利用して新規に開業する者をいう。

(6) 新規創業者 三春町内で起業・創業する者をいう。

(中心市街地における補助対象者及び対象経費等)

第3条 中心市街地における創業支援（以下「中心市街地創業支援」という。）の補助対象となる者は、中心市街地の新規創業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第2条第4号に定める事業実施団体

(2) その他、町長が必要と認める団体・組合・機関等

2 前項に規定する補助対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 空き店舗を購入し、又は賃借し事業を行うものであること。

(2) 町税の滞納がないこと。

(3) 事業開始の日から起算して3年以上事業を継続する意思のある者の支援であること。

(4) 三春町商工会に加入している又は加入する意志を有する者の支援であること。

(5) 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者の支援であること。

3 中心市街地創業支援の補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(中心市街地以外における補助対象者及び補助対象経費等)

第4条 中心市街地以外における創業支援（以下「郊外創業支援」という。）の補助対象となる者は中心市街地以外の新規創業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 事業を営んでいない者であり、中心市街地以外で個人開業又は会社の設立を行い、その代表となる者

(2) 町外で事業を営んでいる者であり、新たに中心市街地以外に事業所を設置する者

2 前項に規定する補助対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 中心市街地以外で土地及び建物又はそのいずれかを購入し事業を行う者であること。

(2) 町税の滞納がないこと。

(3) 空き店舗等の事業開始の日から起算して3年以上事業を継続する意思のある者であること。

(4) 三春町商工会に加入している又は加入する意志を有する者であること。

(5) 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者であること。

3 郊外創業支援の補助対象経費及び補助率は、別表2のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象とならない者)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者及び補助対象者が支援する者に該当しない。

(1) 本補助金における事業内容と重複する国、県等の補助金及び助成金の交付を受けようとする者又は現に受けている者

(2) 空き店舗等の所有者が、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族である者（法人については、代表者及び代表者の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族であるものを含む。）

(3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている者

(4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っている者

(交付申請)

第6条 第3条の規定により中心市街地創業支援補助金の交付を受けようとする者は、三春町賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に2部提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 第4条の規定により郊外創業支援補助金の交付を受けようとする者は、三春町賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（任意様式）

(2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、身分を証明する書類）

(3) 建築・改修工事等の見積書の写し

(4) 納税証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、規則第6条第1項及び第2項の規定に基づいて調査し、又は必要に応じて修正し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、その交付決定をしなければならない。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに三春町賑わい創出事業補助金交付決定通知書（規則第6条関係第2号様式を準用する。）により、申請者に通知しなければならない。
(交付決定補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助事業の内容を変更、中止、廃止する場合は、三春町街なか賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに三春町街なか賑わい創出事業遅延等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。
3 規則第7条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
(1) 経費の配分の変更のうち補助金額に変更がなく、20%以内の変更をする場合
(2) その他事業計画の細部を変更する場合
(概算払)

第9条 町長は、必要があると認めたときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、三春町賑わい創出事業補助金概算払請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。
(1) 概算払を必要する理由書
(2) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類
(3) 土地・建物等の購入又は賃借等に関する契約書の写し
(状況報告)

第10条 第3条に該当する補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、三春町賑わい創出事業実施状況報告書（様式第7号）により、当該年度の4月1日から9月30日までの補助事業の遂行状況について、10月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに三春町賑わい創出事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第9号）
- (2) 事業実績書（様式第10号）
- (3) 土地・建物等の購入又は賃借等に関する契約書の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる書類又は写真
- (5) その他補助対象事業に関する書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定し、三春町賑わい創出事業補助金交付額確定通知書（規則第14条関係第8号様式を準用する。）ただし、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から14日以内とする。

（補助金の交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定があったときは、三春町賑わい創出事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿の整理等）

第14条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（交付決定の取消）

第15条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになつたとき。
- (3) 事業の開始の日から3年以内に、正当な理由がなくその事業を休止し又は廃止したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者に対して既に補助金の交付をしていたときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定による返還の命令は、三春町賑わい創出事業補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第17条 事業実施団体は、補助金等の交付申請を行うにあたり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、実績報告を行うにあたり、補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月7日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月1日告示第102号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第45号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月12日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。